

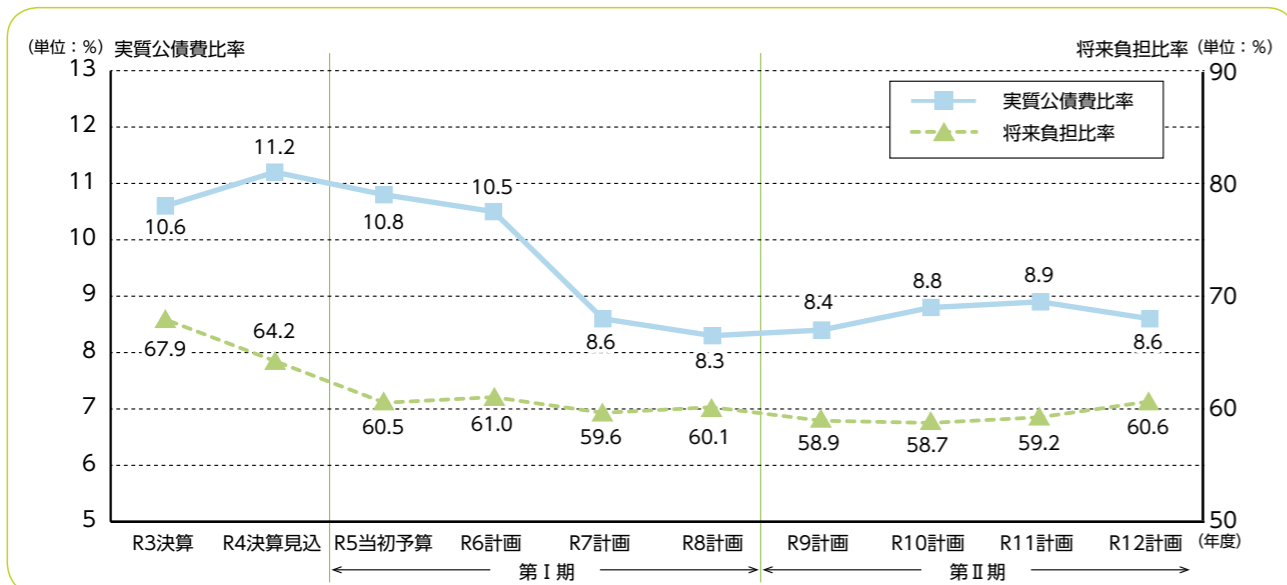
健全化判断比率の推移

健全化判断比率とは、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、全ての都道府県、市町村が公表する全国共通の比率です。警戒レベルとなる「早期健全化基準」と、財政再生を要する「財政再生基準」があります。

実質公債費比率	その年の収入*に占める借金返済の割合です。国が負担する額は除きます。 (早期健全化基準：25.0% 財政再生基準：35.0%)
将来負担比率	その年の収入*に対する、将来負担しなければならない負債の割合です。国が負担する額や、保有する貯金分を除いた実質的な将来負担額で計算します。 (早期健全化基準：350.0% 財政再生基準はなし)

*その年の収入は、実際の収入額でなく、国が定める一般財源を中心とした収入です。

実質公債費比率および将来負担比率の推移



- 健全化判断比率である実質公債費比率および将来負担比率は、共に早期健全化基準を下回って推移します。
- 貯金の減少を上回るペースで借金が減少するため、実質公債費比率は8%台まで、将来負担比率はおおむね60%前後まで低下する見込みです。

今後の取り組み

市民の皆さんの安全・安心な暮らしを守りながら、必要な政策を推進していくための行政財政基盤を整えていきます。

具体的には、「第7次行政改革推進計画」の基本方針の一つとして位置付けた「健全財政の維持」に向け、「歳入の確保」と「歳出の適正化」の取り組みを着実に実施しつつ、毎年の予算編成の際は、この財政計画を基本として過度な将来負担を招くことのないよう、必要かつ堅実な予算措置を講じていきます。



第3次財政計画はこちら▶
(市ホームページ)



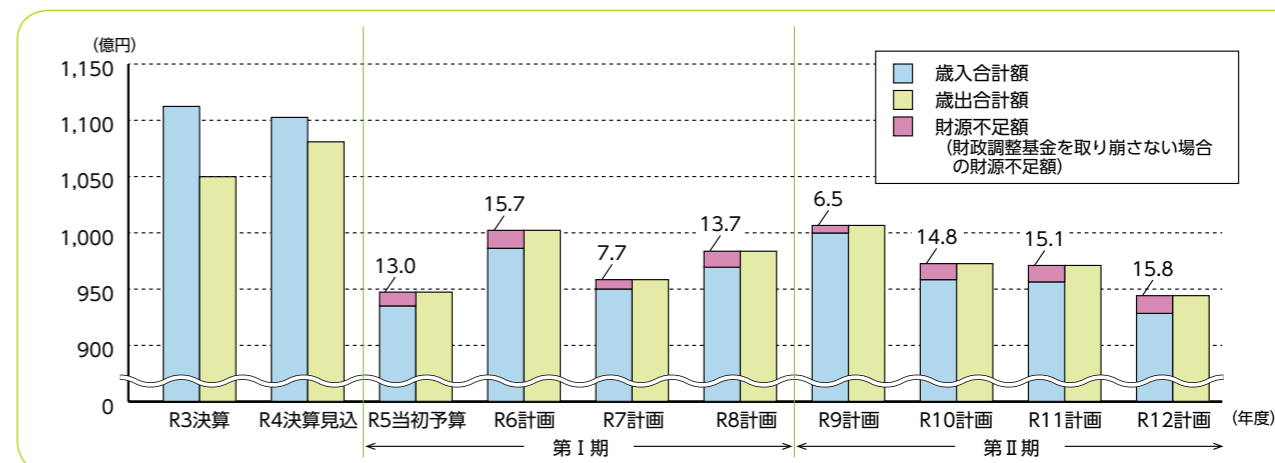
上越市第3次財政計画を策定しました

「第7次総合計画」の策定と併せ、「暮らしやすく、希望あふれるまち 上越」の実現に向け、令和5年度から令和12年度までの8年間における収入・支出の計画として策定しました。

■問合せ…財政課 (☎025-520-5637)

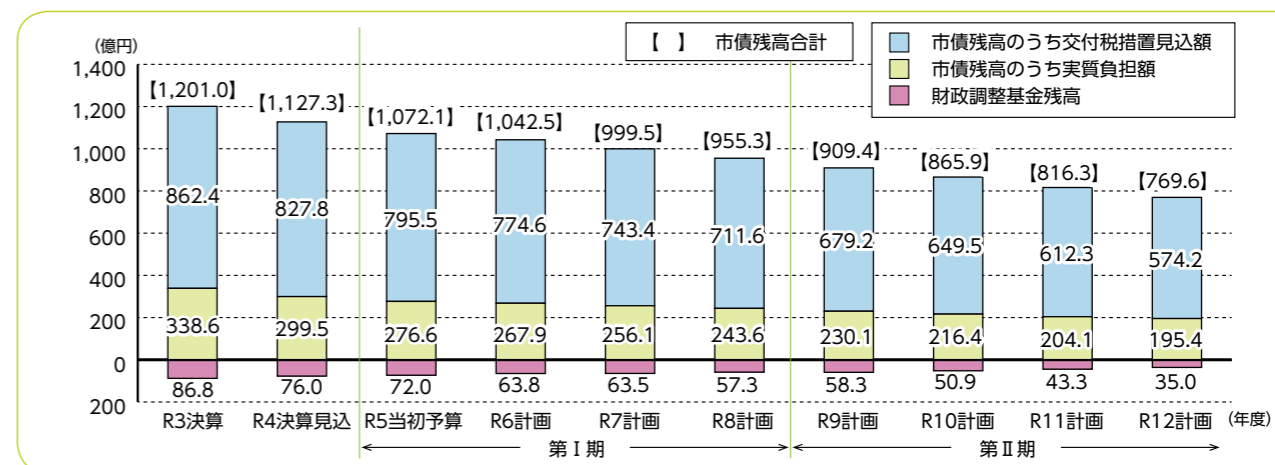
財政計画とは、財政の健全性を保ちながら、持続可能な行政財政運営を行うことを目指して、計画的な財政運営を行うために、市の今後の収入・支出の見込みを明らかにした計画です。

年度別収支計画の概要



- 収入・支出の積算に当たっては、第7次総合計画の推進に必要な経費を見積もりながら、教育・福祉・子育て支援など、基礎的行政サービスのための経費をしっかりと見込んでいます。
- また、地域経済の活性化を図るため、普通建設事業費（道路や学校、保育園などの公共施設を整備する経費）を毎年100億円ほど確保しています。
- その結果、上記グラフのとおり、毎年6.5億円～15.8億円の財源不足額が生じる見込みとなりました。
- この財源不足額に、市の貯金である財政調整基金を取り崩して収支を合わせているため、計画最終年度には35億円まで基金残高が減少する見込みです。一方で市の借金である市債の残高も減少し、計画最終年度の実質負担額は195.4億円を見込んでいます。

市債残高・財政調整基金残高の推移



*表示単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳が一致しない場合があります。